



# 第 1 2 次労働災害防止計画



—安全・安心な西多摩地区の実現に向けて—

青梅労働基準監督署

## 1 趣旨

東京労働局においては平成 25 年度からの 5 年間を期間とする第 12 次東京労働局労働災害防止計画を策定し、平成 29 年に死傷災害 8,000 人、死亡災害 53 人を下回ることを目標に掲げています。この達成に向けて、当署では、平成 29 年において、**死傷災害 290 人以下（平成 24 年 355 人）、死亡災害 0 人（平成 24 年 4 人）**を目標とし、労働災害防止に向けた大きな流れを作り、災害を着実に減少させるため、重点業種への立入調査等の集中的な実施や講習会を開催するとともに、事業者及び関係業界団体による安全衛生活動への取組を強化するよう要請することとします。

## 2 重点業種

当署管内で労働災害が多発している、製造業、建設業、道路貨物運送業、第三次産業（特に小売業、飲食店、社会福祉施設）とする。

## 3 災害防止重点対策事項について

### (1) 各業種共通事項

- ①経営トップ・事業場トップによる安全衛生方針の表明（裏面参照）
- ②4S 活動の推進、安全巡視励行による危険個所の排除
- ③災害を予防するリスクアセスメントの実施
- ④雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育の実施
- ⑤高年齢労働者に配慮した災害防止対策
- ⑥熱中症対策（年間を通じた周知啓発等）
- ⑦メンタルヘルス対策（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」などの周知等）



### (2) 製造業

- ①機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ②機械設備の本質安全化の推進と清掃時等における機械停止の徹底



### (3) 建設業

- ①元方事業者による統括管理の徹底
- ②転落・墜落災害を防止するための適正な足場の設置と「より安全な足場」の設置の推進
- ③脚立、はしご等の正しい使用方法の周知徹底
- ④建物解体作業等における墜落・はさまれ災害の防止とアスベストばく露防止
- ⑤ハーネス型安全帯の使用による墜落時におけるリスク低減対策の推進

### (4) 道路貨物運送業

- ①荷役作業時におけるトラック荷台等からの転落・墜落災害の防止
- ②適正な労働時間の管理と交通労働災害の防止
- ③重量物取扱い作業等による腰痛災害の防止
- ④荷主と運送事業者の連携及び協議による労働災害防止対策の推進



## (5) 小売業

- ① 4S 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- ② 腰痛災害の防止
- ③ 切れ・こすれ災害の防止



## (6) 飲食店

- ① 通路、作業場における転倒災害の防止
- ② 包丁等による切れ災害の防止
- ③ 食品加工用機械による切れこすれ・はさまれ巻き込まれ災害の防止
- ④ 調理中や器具の取扱いによる火傷の防止
- ⑤ 換気不足による一酸化炭素中毒の防止



## (7) 社会福祉施設

- ① 介護作業における動作の反動・無理な動作等による腰痛の予防
- ② 移動、介護、荷の運搬中の転倒災害の防止
- ③ 階段等からの転落災害の防止
- ④ ひとりKY活動の実施等による労働災害の防止



東京労働局HPの「青梅労働基準監督署からのお知らせ」よりダウンロードし、加工してご使用ください。

**作成例**

〒
〒

## 安全衛生方針

経営トップである私の方針です

当事業場は、安全で快適な職場づくりを目標に取り組んできたところであるが、近年、休業災害が3件発生しており、いずれも機械・設備の欠陥や従業員の安全衛生意識に問題が認められた。今後は、機械等のさらなる安全対策を図るとともに、従業員の安全衛生意識高揚を図り、“不安全行動はしない、させない、見過さない”という運動に全社一丸となって取り組むこととする。

会社名 スーパー東青梅株式会社

代表者 代表取締役 青梅 太郎 (署名で書きましょう)

**安全衛生目標**

- 1 リスクアセスメントを導入し、機械設備の安全化を図る
- 2 全従業員に対し、マニュアルに基づく安全衛生教育を実施する
- 3 転倒災害防止を徹底するため、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）運動の定着を図る
- 4 安全衛生パトロールの実施による危険作業等の把握及び改善

※事業場で定められた行動目標を記入しましょう。

**青梅労働基準監督署災害防止運動**

東京労働局HPのトップ画面にある「Safe Work TOKYO」のロゴマークをクリックすると入手できます。

**宣言例**

## 私の安全宣言

労働災害防止のため 私はこうします！

私は、スライサー清掃時に「主電源カット」と「治具使用」を徹底します。

会社名 株式会社●●スーパー▲▲店

職氏名 青果物主任 安全太郎 (署名で書きましょう)

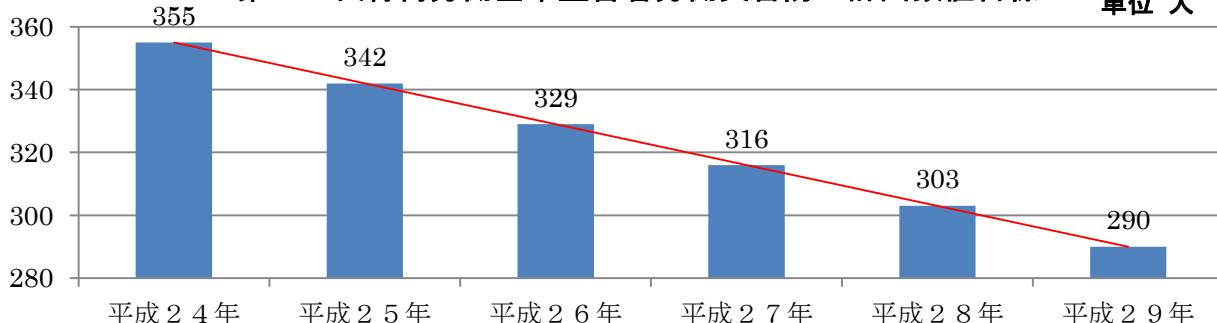
**安全衛生の基本方針**

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織・体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に即した合理的な対策を講ずる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

注：会社、事業場ごとの安全衛生に関する基本方針を記入しましょう。

**第12次東京労働局労働災害防止計画推進中**

**第12次青梅労働基準監督署労働災害防止計画数値目標**



安全衛生関係リーフレット等が厚生労働省、東京労働局、安全衛生情報センターのホームページからダウンロードできますので、職場における安全衛生管理活動の参考としてください。